

第2次 所沢市地域福祉計画

概要版

～互いの顔が見える、

地域でみまもり支え合えるまち～



平成27年3月
所沢市

1. 計画のめざす姿

● 「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域で皆が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者などがお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域には、様々な人が共に暮らしています。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが地域において生き生きと自立した生活が送れるよう、地域で暮らす人々がお互いに交流し、支え合っていくことが大切です。

市では、平成 17 年 3 月に策定した第 1 次所沢市地域福祉計画において、地域福祉を「地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする、暖かい関係を作っていくこと」とし、その推進を図ってきました。

● 計画の基本理念

本計画によって実現したい地域の姿として、次のような基本理念をかけた、その実現に向け、3つの基本方針のもとに、具体的な取り組みを行っていきます。

～互いの顔が見える、
地域でみまもり支え合えるまち～



この基本理念は、第 1 次所沢市地域福祉計画の基本理念から、「支え合い」の理念を継承するとともに、第 5 次所沢市総合計画後期基本計画と整合性を図り、所沢市の地域福祉のめざす姿を表現しています。

2. 計画の基本方針

基本理念を実現するために、施策を推進する基本的な方向性について、次のとおり、3つの「基本方針」を設定します。

これらの基本方針に沿って11の「基本施策」を設定し、地域福祉の推進を図ります。また、基本理念を実現する上で、基本方針を横断的に取り組む必要がある施策として、3つの「重点施策」を設定し、取り組みます。

基本方針Ⅰ

地域福祉のコミュニティづくり (人づくり・地域づくり)



身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、自分の意欲や関心を活かして活動できる、地域福祉のコミュニティづくりを推進します。

基本方針Ⅱ

身近な地域に広がるネットワークづくり (福祉サービス利用環境の整備)



地域福祉の拠点、相談機能、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みとして、身近な地域から広い範囲にわたるまで、重層的なネットワークをつくり、支援を必要とする人にサービスが届く地域をめざします。

基本方針Ⅲ

安心・安全に地域で生活できる環境づくり (セーフティネットの整備)



子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で安心して生活できる環境があり、災害時の助け合いにつながるような、日常からの助け合いのできる地域をめざします。

3. 施策体系

基本理念 互いの顔が見える、 地域でみまもり 支え合えるまち	基本方針	基本施策
	I 地域福祉のコミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	1 相互理解・共生の推進 2 地域における情報の発信 3 地域福祉活動の促進 4 地域で活躍する人材の育成
	II 身近な地域に広がるネットワークづくり (福祉サービス利用環境の整備)	5 地域福祉の拠点整備 6 総合的な相談体制の構築 7 見守り・支え合いの仕組みづくり 8 地域福祉を進めるネットワークの強化
	III 安心・安全に地域で生活できる環境づくり (セーフティネットの整備)	9 権利擁護の推進 10 生活困窮者の支援 11 災害時の安心・安全の仕組みづくり

計画全体の施策体系は、このようになっています！



基本施策の取り組み方針

高齢者や障害者などとの直接的な交流や支援につながる福祉教育・福祉学習機会の充実

福祉サービスや身近な活動情報の伝わりやすい提供方法・情報媒体の工夫

団塊の世代をはじめとした新たな活動の担い手の掘り起こしや、参加の促進

地域福祉を担う人材の発掘、人材情報のストックと活用の仕組みづくり

市民が気軽に利用し、親しむことのできる、地域福祉拠点の充実

総合相談機能を中心とした、多様な相談機能の充実とネットワーク化

見守り支援や、日常生活の困りごとに対する支え合い活動の仕組みづくりと参加の促進

地域福祉課題の解決を目的とした、各種ネットワークの構築や連携の強化

地域で市民の権利が守られるための、権利擁護の仕組みの普及・啓発や取り組みの推進

複合的な問題を抱える人に対する自立支援、早期把握・自立の促進

日常からの支え合いの関係性づくりと災害時の避難体制の一体的な構築の推進

重点施策

A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

4. 重点施策

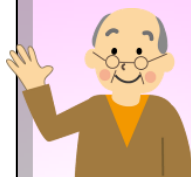
計画の基本理念である「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」の実現には、地域での相互の支え合いの取り組みが大切です。

地域での支え合いの取り組みへの参加を通して、市民が地域で活躍し、地域に貢献する機会の充実を図ることが重要であると考えます。

本計画では、基本理念の実現に向け、地域での相互の支え合いの取り組みをより推進していくために、基本方針を横断的に取り組む必要がある施策として、3つの重点施策に取り組みます。

A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

各種講座などで学んだ意欲ある市民が、地域での活動に継続して参加していけるような仕組みや機会づくりの方法を検討します。



B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

市民に対して、身近な活動や必要な福祉サービスなどの情報が行き届くよう、地域にあるそれぞれの拠点の特性を活かした、情報発信の方法を工夫します。



C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

各種制度では対応しきれない問題を捉え、地域福祉課題の解決を進めるため、地域の中の様々な活動の連携を図り、地域福祉をコーディネートする機能の強化を進めます。

また、庁内の横断的な体制づくりを行い、福祉分野全般に関する情報の共有による効果的な運用を図ります。

5. 共助による支え合い ～自助・共助・公助の関係～

地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする、暖かい関係をつくっていくためには、地域全体での取り組みが重要となります。

「自助」(市民)・「共助」(地域)・「公助」(行政)が互いに協力し合って、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

自助 (市民)

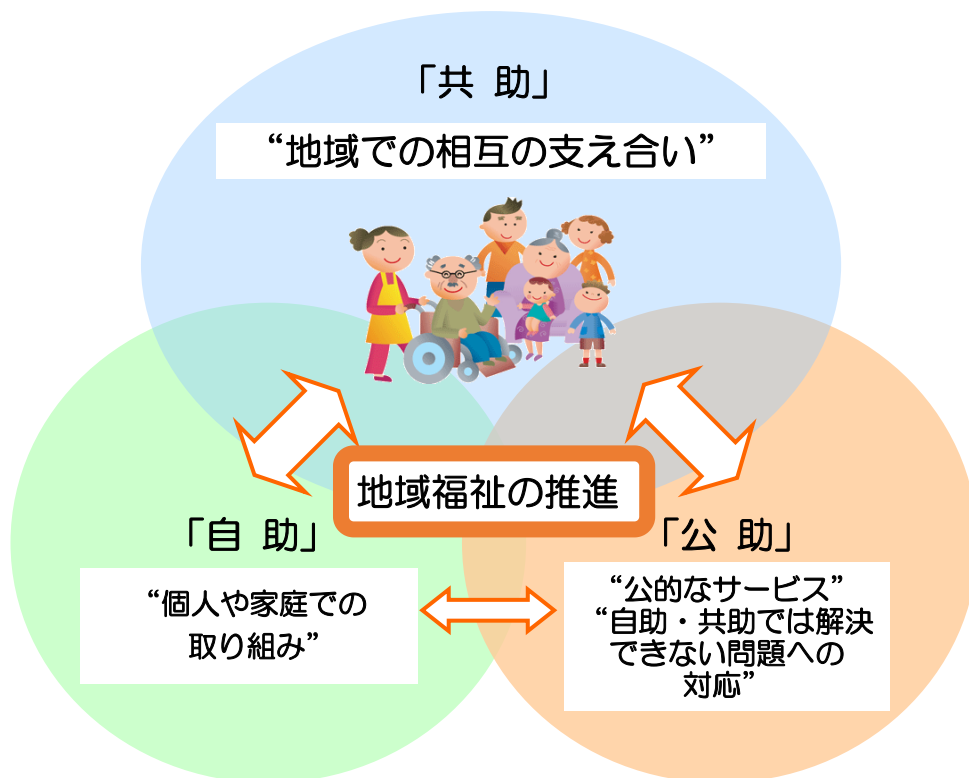
個人や家庭でできることに取り組む中で、周囲の身近な人たちへの声かけなど、近隣とのつながりづくりを行うことで、「共助」(地域)に貢献します。

公助 (行政)

「自助」や「共助」では解決できない問題に対応するとともに、「共助」による支え合いの地域づくりを推進します。

共助 (地域)

「自助」だけでは解決できないことや公的なサービスなどでは対応できない問題を解決していくために、「自助」・「共助」・「公助」が連携した地域でのお互いの支え合いに取り組みます。



6. 計画推進の方策

身近な地域での福祉の仕組みづくり

市では、地域の状況に応じて、行政区ごとに「地域づくり協議会」の設置が進められています。また、高齢者支援分野での「地域ケア会議」のように法律に基づくネットワークも整備され、その他にも既存のネットワークが様々あります。

このような市内の様々なネットワークの役割を整理し、「地域づくり協議会」等を活かしたネットワークの構築など、既存のネットワークとの連携を図りながら、身近な地域での福祉の仕組みづくりを進めていきます。

指標に基づく客観的な計画の評価

計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、計画の推進に活用します。

計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

7. 「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」の創設

平成28年度中に供用開始予定の「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」には、福祉の総合相談や福祉ボランティア活動支援などを行う「地域福祉センター」と、子育て支援や子どもの発達支援を行う「こども支援センター」を設置します。

また、この施設には「所沢市社会福祉協議会」が入る予定であることから、それぞれが連携、協力しながら、地域福祉の中心的な役割を担う拠点施設をめざします。



◎所在地：所沢市泉町1861番地の1（旧新所沢コミュニティセンター別館跡地）

第2次 所沢市地域福祉計画 概要版

平成27年3月

発行 所沢市 福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室
所在地 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
電話 04-2998-9113
FAX 04-2998-1147
ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
Eメール a9113@city.tokorozawa.saitama.jp

